

各指定障害福祉サービス事業所等設置主体の長 殿

山形県健康福祉部障がい福祉課長

就労選択支援の指定について

令和 7 年 10 月から開始されます就労選択支援の指定基準や指定申請について、下記のとおりとしますので、内容を御確認のうえ、指定申請等を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 指定基準について

(1) 定員：10 人以上

(2) 人員基準：

①管理者 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

②就労選択支援員♦ 専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない）

人員配置 常勤換算で利用者を 15 で除した数以上

※就労選択支援は短期間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要であり、サービス管理責任者の配置は求めません。

◆就労選択支援員の要件：就労選択支援員養成研修を修了していること。（令和 7 年度は厚生労働省主催）

【就労選択支援員養成研修の受講要件】

障がい者の就労支援に関する基礎的研修を修了していること又は障がい者の就労支援分野の勤務実績（直接処遇職員として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターにおいて支援を行った実績）が通算 5 年以上であること。

(3) 設備基準：

①訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること

②相談室 間仕切り等を設けること

③洗面所・便所 利用者の特性に応じたものであること

※上記設備については、利用者の支援に支障がない場合は他サービスとの兼用が可能です。

- (4)実施主体：○就労移行支援事業所
○就労継続支援事業所
○障害者就業・生活支援センター事業の受託法人
○自治体設置の就労支援センター
○障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関

(5)指定要件：

- ①過去３年以内に当該事業者の事業所の３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの
②就労選択支援事業所が同一市町村内に必要数存在しない場合は、過去１０年間の連続する３年間に合計３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの

※市町村内の指定状況は別途県ホームページで公表します。個別市町村での指定の可否については、管轄する総合支庁にお問合せください。

※上記①、②について、１つの実績につき１つの事業所の指定に限られます。
１法人で複数の事業所の指定申請をされる場合は、複数の事業所の実績が必要です。

２ 指定申請について

(1)指定申請書

「事業者等指定申請の手引き」を御確認いただき、県ホームページに掲載している所定の様式のほか、必要書類を提出してください。

(2)申請期限

指定希望日の概ね１か月前まで提出してください。詳細は管轄する総合支庁にお問合せください。

３ その他

- 本通知の取扱いは今後の事業実施の中で変更となる可能性があります。その際は、改めて通知します。
- 指定申請を行う事業者については、必ず以下の資料を御確認ください。
- ・就労選択支援の実施について（令和７年３月３１日付け障障発 0331 第３号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
 - ・就労選択支援実施マニュアル（厚生労働省作成）
 - ・就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について（令和７年３月３１日付け障障発 0331 第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
- 就労選択支援事業所は、自立支援協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならないことを留意してください。